# 第1章 計画の方針

最終案	現行
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的
(修正なし)	(修正なし)
第2節 計画の対象とする災害	第2節 計画の対象とする災害
(修正なし)	(修正なし)
第3節 計画の性格	第3節 計画の性格
(修正なし)	(修正なし)
第4節 市の配備体制	第4節 市の配備体制
(修正なし)	(修正なし)
第5節 計画の修正	第5節 計画の修正
(修正なし)	(修正なし)

# 第2章 計画の内容

最終案			現行				
第1節 大規			第 1 節 大規模火災対策計画				
項目	担当				目	担当	
第 1 基本方針			第1	基本方針			
第2 予防計画	建設部建設計画課・公園緑地課・建築 課、教育 <u>部</u> 生涯学習文化課、消防本部 ・消防署		第2	予防計画		建設部建設計画課·公園緑地課·建築 <u>指導</u> 課、教育 <u>委員会</u> 生涯学習文化課、 消防本部·消防署	
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班 、市民協力班、医務防疫衛生班、消防 班、警察署		第3	応急対策計画	国	秘書広報班、計画分析班、情報整理班 、市民協力班、医務防疫衛生班、消防 班、警察署	
第1 基本方針		第	第1 基	基本方針			
(略)			(略)				
第2 予防計画		第2 予防計画					
1 建築物不燃化の促進		1 建築特			足進		
建設計画課及び建築課は、市街地	也における延焼拡大防止等を次により促		建設計画課及び建築 <u>指導</u> 課は、市街地における延焼拡大防止等を次によ				
進する。		b	り促進する。				
(略)			(略)				
2 防災空間の整備・拡大		2	这 防災	災空間の整備	・ 拡大		
(略)			(略)				
3 市街地の整備			市街	<b>ы</b> の整備			
(略)		(略)					
4 火災予防に係る立入検査		4 火災予防に係る立入検査					

最終案	現行
(略)	(略)
5 建築物の防火対策	5 建築物の防火対策
$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)	(1)~(3) (略)
6 大規模・中高層建築物の防火対策	6 大規模・中高層建築物の防火対策
(略)	(略)
7 文化財の防火対策	7 文化財の防火対策
(略)	(略)
(1) 消防設備の設置・整備	(1) 消防設備の設置・整備
火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報	火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報
設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、	設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、
消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレン	消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレン
チャー設備等消火設備の設置に努める。	チャー設備等消火設備の設置に努める。
防火施設の整備に当たり、重要文化財(建造物)については「重要	_(新設)_
文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(文化庁、	
令和3年12月)に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財(建造	
物) についても本指針を勘案して行う。	
(2) 防火管理	(2) 防火管理
(暗答)	(略)
8 消防組織及び施設の整備充実	8 消防組織及び施設の整備充実
(略)	(略)
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制

最終案	現行
計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立	計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立
及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間にお	及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間にお
いて緊密な連携の確保に努める。	いて緊密な連携の確保に努める。
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達
(略)	(略)
3 消防活動	3 消防活動
(略)	(略)
4 救急・救助活動	4 救急・救助活動
(略)	(略)
5 交通規制	5 交通規制
(略)	(略)
6 避難	6 避難
(略)	(略)
災害時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力	<u>発災</u> 時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力
員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行	員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行
う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在	う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在
並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。	並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
7 救援・救護活動	7 救援・救護活動
(略)	(略)
8 広報活動	8 広報活動
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響

## 最終案

等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

9 災害救助法の適用

(略)

第2節 林野火災対策計画

	項目	担当
第 1	基本方針	
第 2	予防計画	総務部危機管理課、 <u>建設</u> 部農林 <u>土木</u> 課、教育 <u>部</u> 学校教育課、消防本部・ 消防署、森林組合
第3	応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班 、市民協力班、消防班、警察署

### 第1 基本方針

(略)

### 第2 予防計画

1 広報宣伝

(1)  $\sim$  (3) (略)

2 法令による規制

(1)~(2) (略)

(3) 火入れの許可制の励行(森林法第21条、第22条)

農林<u>土木</u>課は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者 の責務を厳守させる。

## 現行

等について、<u>防災行政用無線、</u>広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

#### 9 災害救助法の適用

(略)

第2節 林野火災対策計画

	項目	担当
第 1	基本方針	
第 2	予防計画	総務部危機管理課、 <u>経済</u> 部農林 <u>整備</u> 課 、教育 <u>委員会</u> 学校教育課、消防本部・ 消防署、森林組合
第 3	応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班 、市民協力班、消防班、警察署

### 第1 基本方針

(略)

## 第2 予防計画

1 広報宣伝

(1)  $\sim$  (3) (略)

2 法令による規制

(1)~(2) (略)

(3) 火入れの許可制の励行(森林法第21条、第22条)

農林<u>整備</u>課は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者 の責務を厳守させる。

最終案	現行
3 予防施設の設置	3 予防施設の設置
(略)	(略)
4 消火施設の設置	4 消火施設の設置
(略)	(略)
5 林野等の整備	5 林野等の整備
農林土木課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理	農林整備課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理
を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防	を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防
火線の充実を図る。	火線の充実を図る。
6 林野火災特別地域対策事業	6 林野火災特別地域対策事業
農林土木課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野	農林整備課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野
火災特別地域対策事業計画を作成する。	火災特別地域対策事業計画を作成する。
7 消防計画の樹立	7 消防計画の樹立
(略)	(略)
8 消防体制の策定	8 消防体制の策定
(略)	(略)
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制
(略)	(略)
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達
(略)	(略)
3 消防活動	3 消防活動

最終案	現行
(略)	(略)
4 救急・救助活動	4 救急・救助活動
(略)	(略)
5 立入規制	5 立入規制
(略)	(略)
6 避難	6 避難
計画分析班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。	計画分析班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難 <u>勧告・</u> 指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。
(略)	(略)
警察署は、避難指示及び避難誘導について協力する。	警察署は、避難 <u>勧告・</u> 指示及び避難誘導について協力する。
7 広報活動	7 広報活動
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響
等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活	等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームペー
動を行う。	ジ等により広報活動を行う。
第3節 危険物等災害対策計画	第3節 危険物等災害対策計画
(表略)	(表略)
第 1 基本方針	第1 基本方針
(略)	(略)
第2 予防計画	第2 予防計画
(略)	(略)
1 危険物施設の把握と防災計画の策定	1 危険物施設の把握と防災計画の策定

最終案	現行
(略)	(略)
2 危険物施設等の保安監督の指導	2 危険物施設等の保安監督の指導
(略)	(略)
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制
(略)	(略)
2 緊急通報	2 緊急通報
(略)	(略)
3 災害情報の収集及び報告	3 災害情報の収集及び報告
(略)	(略)
4 消防活動	4 消防活動
(略)	(略)
5 救急医療	5 救急医療
(既各)	(略)
6 避難	6 避難
計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所	計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、 <u>勧告、</u>
の開設並びに避難所への収容を行う。	避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
7 警備	フー警備
(略)	(略)
8 交通対策	8 交通対策

最終案	現行		
(略)	(略)		
9 救援・救護活動	9 救援・救護活動		
(服各)	(略)		
10 広報活動	10 広報活動		
(服各)	(略)		
11 環境汚染対策	11 環境汚染対策		
(服各)	(略)		
第 4 節 海上災害対策計画	第 4 節 海上災害対策計画		
項 目 担 当	項目担当		
第 1 基本方針	第 1 基本方針 <u>一</u>		
第2 予防計画 海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会	第2 予防計画 海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会		
秘書広報班、計画分析班、情報整理 第 3 応急対策計画 班、福祉救護班、医務防疫衛生班、 消防班、警察署、海上保安署	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、 第3 応急対策計画 福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、 警察署、海上保安署		
第 1 基本方針	第 1 基本方針		
(服各)	(略)		
第2 予防計画	第2 予防計画		
(服各)	(略)		
1 各種予防対策	1 各種予防対策		
(1) 航行船舶の安全確保	(1) 航行船舶の安全確保		
(略)	(略)		

最終案	現行
(2) 船舶利用者への注意喚起	(2) 船舶利用者への注意喚起
船舶関係機関は船舶利用者に対し、 <u>災害</u> 時における行動、避難経路	船舶関係機関は船舶利用者に対し、 <u>発災</u> 時における行動、避難経路
の教示等を実施する。	の教示等を実施する。
2 資機材等の整備	2 資機材等の整備
(昭各)	(略)
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制
(略)	(略)
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達
(略)	(略)
3 捜索・救助・救護活動	3 捜索・救助・救護活動
(略)	(略)
4 遺体の収容	4 遺体の収容
遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置	遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置
する。	する。
5 広報広聴活動	5 広報広聴活動
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響
等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活	等について、 <u>防災行政用無線、</u> 広報車、安心・安全メール、市ホームペー
動を行う。	ジ等により広報活動を行う。
(略)	(略)
第5節 油等海上流出災害対策計画	第5節 油等海上流出災害対策計画

最終案			現行				
項目	担当			項	目	担当	
第 1 基本方針	(削除)_		第 1	基本方針	<del>:</del> †	_	
第2 予防計画	総務部危機管理課、海上保安署、県、船舶 関係機関、千葉県水難救済会		第2	予防計画	回	総務部危機管理課、海上保安署、県、船 舶関係機関、千葉県水難救済会	
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市 民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、消防 班、警察署、海上保安署、防災関係機関		第3	応急対策	<b>传計画</b>	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、 市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、 消防班、警察署、海上保安署、防災関係 機関	
第4 事後の監視等	<u>経済</u> 環境部環境保全課		第4	事後の盟	<b></b>	市民環境部環境保全課	
第1 基本方針		角	第 1 基本方針				
(略)			(略)				
1 対象災害		1 対象災害					
(略)			(略)				
2 市の役割		2	2 市	の役割			
(略)		(略)					
(1)~(6) (略)			(1)~	(6) (略)			
(7) 警戒区域の設定及び立入	)警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する (7)警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対			制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する			
避難指示			避難の勧告、指示				
(8)~(12) (略)		(8)~(12) (略)					
第2 予防計画	第2 予防計画						
1 広域的な活動体制		1 広域的な活動体制					
(略)		(略)					

最終案	現行	
2 情報連絡体制の整備	2 情報連絡体制の整備	
(暇)	(略)	
3 油防除作業体制の整備	3 油防除作業体制の整備	
(略)	(略)	
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画	
1 防除方針	1 防除方針	
(略)	(略)	
2 応急活動体制	2 応急活動体制	
(略)	(略)	
3 情報の収集・伝達	3 情報の収集・伝達	
(略)	(略)	
4 警戒区域の設定、避難	4 警戒区域の設定、避難	
計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域	計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域	
を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対す	を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対す	
る避難指示を行う。	る避難 <u>の勧告、</u> 指示を行う。	
5 流出油の防除	5 流出油の防除	
(略)	(略)	
6 広報広聴活動	6 広報広聴活動	
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物	
質等による地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホー	質等による地域への影響等について、 <u>防災行政用無線、</u> 広報車、安心・安	
ムページ等により広報活動を行う。	全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。	

最終案	現行	
(略)	(略)	
7 環境保全等に関する対策	7 環境保全等に関する対策	
(略)	(略)	
8 油回収作業実施者の健康対策	8 油回収作業実施者の健康対策	
医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター <u>(君津保健所)</u> 及び君津木更	医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター及び君津木更津医師会等の協	
津医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。	力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。	
9 補償対策	9 補償対策	
(略)	(略)	
第4 事後の監視等	第4 事後の監視等	
(略)	(略)	
第6節 航空機災害対策計画	第6節 航空機災害対策計画	
(表略)	(表略)	
第 1 基本方針	第 1 基本方針	
(略)	(略)	
第2 予防計画	第2 予防計画	
(略)	(略)	
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画	
1 応急活動体制	1 応急活動体制	
(略)	(略)	
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達	

最終案	現行	
(略)	(略)	
3 消防活動	3 消防活動	
( )	(略)	
4 救助・救護活動	4 救助・救護活動	
(略)	(略)	
5 遺体の収容	5 遺体の収容	
(略)	(略)	
6 交通規制	6 交通規制	
(略)	(略)	
7 広報活動	フ 広報活動	
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	
等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活	等について、 <u>防災行政用無線、</u> 広報車、安心・安全メール、市ホームペー	
動を行う。	ジ等により広報活動を行う。	
8 避難	8 避難	
計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要	計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要	
に応じて避難指示を出し、安全な避難所等に収容する。	に応じて避難 <u>の勧告・</u> 指示を出し、安全な避難所等に収容する。	
9 防疫・清掃	9 防疫・清掃	
(略)	(略)	
10 その他被災者家族への支援	10 その他被災者家族への支援	
(略)	(略)	
第7節 鉄道災害対策計画	第 7 節 鉄道災害対策計画	

最終案	現行
(表略)	(表略)
第 1 基本方針	第 1 基本方針
(晚各)	(略)
第2 予防計画	第2 予防計画
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(略)
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制
計画分析班は、災害発生後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害	計画分析班は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策
対策本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市	本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市町村
町村に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認	に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認める
めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。	ときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(略)
3 消防活動	3 消防活動
(晚各)	(略)
4 救助・応急救護活動	4 救助・応急救護活動
(略)	(略)
5 交通規制	5 交通規制
(略)	(略)
6 避難	6 避難
(昭)	(略)

最終案	現行	
7 広報活動	7 広報活動	
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	
等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活	等について、 <u>防災行政用無線、</u> 広報車、安心・安全メール、市ホームペー	
動を行う。	ジ等により広報活動を行う。	
第8節 道路災害対策計画	第8節 道路災害対策計画	
(表略)	(表略)	
第 1 基本方針	第1 基本方針	
(略)	(略)	
■計画の対象となる道路災害	■計画の対象となる道路災害	
(略)	(略)	
第2 予防計画	第2 予防計画	
1 危険箇所の把握・改修	1 危険箇所の把握・改修	
(略)	(略)	
2 資機材の保有	2 資機材の保有	
3 危険物積載車の災害予防	3 危険物積載車の災害予防	
(略)	(略)	
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画	
1 応急活動体制	1 応急活動体制	
(略)	(略)	
2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達	
(略)	(略)	

3	消防活動

(略)

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

最終案

#### 4 救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための 資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

#### 5 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

#### 6 避難

計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難<u>指示</u>及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並び に災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

#### 7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響

#### 3 消防活動

(略)

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

現行

#### 4 救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための 資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

#### 5 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

#### 6 避難

計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難<u>勧告</u>及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並び に災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

#### 7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響

#### 最終案

等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

#### 8 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応 急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両 の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議 会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危 険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現 場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしてい る。

第9節 放射性物質事故対策計画

	項	1	担当
第 1	基本方針		(削除)
第2	予防計画		総務部危機管理課、消防本部・消防署、核燃 料物質使用事業者
第3	応急対策計	画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、経済班、消防班、かずさ水道広域連合企業団、放射性物質取扱事業者、県

#### 第1 基本方針

#### 1 基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び

## 現行

等について、<u>防災行政用無線、</u>広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

#### 8 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応 急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両 の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議 会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危 険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現 場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしてい る。

第9節 放射性物質事故対策計画

	項目	担当
第 1	基本方針	=
第 2	予防計画	総務部危機管理課、消防本部・消防署、核 燃料物質使用事業者
第3	応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市 民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、経済 班、消防班、かずさ水道広域連合企業団、 放射性物質取扱事業者、県

### 第1 基本方針

### 1 基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び

最終案

現行

試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が10か所存在している。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検 討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等 運搬時の県内通過が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という) の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、 本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を 取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について 定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な 対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」(千葉県)によるこ ととする。

## 2 放射性物質事故の想定

(1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定

県内に所在する核燃料物質使用事業所は9施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは4施設であり、他の5施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が10か所存在している。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検 討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等 運搬時の県内通過が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という) の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、 本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を 取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について 定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な 対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」(千葉県)によるこ ととする。

## 2 放射性物質事故の想定

(1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定

県内に所在する核燃料物質使用事業所は9施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは4施設であり、他の5施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市 内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定す る。

#### (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

#### (3) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に 所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故 に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制 限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところ である。

したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地

人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市 内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定す る。

#### (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

#### (3) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に 所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故 に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制 限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところ である。

したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地

最終案

震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、 放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定す る。

#### (4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の 種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故 情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。

#### 第2 予防計画

#### 1 通報体制の整備

核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。

#### 2 放射性物質取扱施設の把握

危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的 確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握 に努める。

## 3 情報の収集・連絡体制の確保

危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱 事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。そ の際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。

#### 4 放射性物質事故発生時の体制整備

震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、 放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定す る。

現行

### (4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の 種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故 情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。

#### 第2 予防計画

#### 1 通報体制の整備

核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。

### 2 放射性物質取扱施設の把握

危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的 確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握 に努める。

## 3 情報の収集・連絡体制の確保

危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱 事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。そ の際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。

## 4 放射性物質事故発生時の体制整備

最終案	現行
危機管理課は、次の対策の実施を検討する。	危機管理課は、次の対策の実施を検討する。
(1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制	(1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制
(2) 被爆治療可能施設の把握	(2) 被爆治療可能施設の把握
(3) 防護資機材の整備	(3) 防護資機材の整備
(4) 退避施設の指定	(4) 退避施設の指定
(5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制	(5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
(6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、	(6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、
訓練の実施	訓練の実施
5 退避誘導体制の整備	5 退避誘導体制の整備
市(危機管理課)は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘	市(危機管理課)は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘
導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導	導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導
体制の整備に努めることとする。	体制の整備に努めることとする。
また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うた	また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うた
め、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整	め、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整
備に努めるものとする。	備に努めるものとする。
なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するもの	なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するもの
とする。	とする。
第3 応急対策計画	第3 応急対策計画
1 応急活動体制	1 応急活動体制
計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制	計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制
の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との	の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との

## 最終案

間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配備職員
第1配備	放射性物質事故 応急対策本部 (本部長:総務部 長)	放射性物質 事故に発生を 事が発生を 発生ががいる いる場合でと いる場合を と いたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、 農林 <u>土木</u> 課、建設計画課、管理 課、道路維持課、道路整備課、公 園緑地課、教育総務課、消防総務 課、本署、各分署、各 <u>市民</u> セン ター、東部土木事務所
第2配備			上記に掲げる課等に加えて、 各課1名以上の連絡員をおくも のとする。
第3配備	災害対策本部 (本部長:市長)	放射性物質 事故により重 大な被害が長が 生し、	全部長及び全班長のほか各 班長が指名した者(おおむね所 属職員の3分の1で別に定め る。)
第4配備		必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班 長が指名した者(おおむね所属 職員の3分の2で別に定め る。)
第5配備			全 員

#### 2 事故発生直後の情報の収集・連絡

#### (1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周 辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、 又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の

## 現行

間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配備職員
第1配備	放射性物質事故 応急対策本部 (本部長:総務 部長)	放射性物質 事故に発生り 事が発生を 発生ががうで、 発生が必必さ れる場合でと と めたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、 農林整備課、建設計画課、管理 課、道路維持課、道路整備課、公 園緑地課、教育総務課、消防総務 課、本署、各分署、各 <u>行政</u> セン ター、東部土木事務所
第2配備			上記に掲げる課等に加えて、 各課1名以上の連絡員をおくも のとする。
第3配備	災害対策本部 (本部長:市長)	放射性物質事故により重大な被害が長れた。	全部長及び全班長のほか各 班長が指名した者(おおむね所 属職員の3分の1で別に定め る。)
第4配備		必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班 長が指名した者(おおむね所属 職員の3分の2で別に定め る。)
第5配備			全 員

### 2 事故発生直後の情報の収集・連絡

### (1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周 辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、 又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の

最終案

事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。

① 事故発生の時刻

② 事故発生の場所及び施設

③ 事故の状況

- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等 ⑥ その他必要と認める事項

#### (2) 被害状況の報告

計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたとき は、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するととも に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報 告する。

#### 3 緊急時の環境放射線モニタリング

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人 放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の 環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響につ いて把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。

県が行うモニタリング項目は次のとおりである。

① 大気汚染調査

- ② 水質調査
- ③ 土壌調査

- ④ 農林水産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査

また、市(各班)は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道 水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その 結果をホームページ等で公表する。

#### 4 消火活動

事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。

現行

① 事故発生の時刻

② 事故発生の場所及び施設

③ 事故の状況

- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等 ⑥ その他必要と認める事項

#### (2) 被害状況の報告

計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたとき は、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するととも に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報 告する。

#### 3 緊急時の環境放射線モニタリング

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人 放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の 環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響につ いて把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。

県が行うモニタリング項目は次のとおりである。

① 大気汚染調査

- ② 水質調査
- ③ 土壌調査

- ④ 農林水産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査

また、市(各班)は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道 水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その 結果をホームページ等で公表する。

#### 4 消火活動

最終案

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従

消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

#### 5 退避施設の選定及び退避誘導

(1) 退避施設の選定

計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋 内退避施設を選定(開設)し市民への周知を図る。

#### (2) 退澼誘導

計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難指示の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所(退避所)に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難所(退避所)、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

#### (3) 広域避難

#### ア 広域避難者の受入れ

市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、市は、県または他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災

現行

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従 事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

#### 5 退避施設の選定及び退避誘導

(1) 退避施設の選定

計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定(開設)し市民への周知を図る。

#### (2) 退澼誘導

計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、<u>避難勧告又は</u>避難指示<u>(緊急)</u>の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所(退避所)に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難所(退避所)、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

#### (3) 広域避難

#### ア 広域避難者の受入れ

市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが 必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れにつ いて、市は、県または他の市町村長から協議を受けた場合は、 同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災

現行

者を受入れるものとする。

#### イ 市外への広域避難者の受入れ

本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は

#### 6 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除 染、除去を行う。

#### 7 広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難<u>指示</u>等を踏まえた 警戒情報について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、SNS 等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。

#### 8 飲食物の摂取制限等

県及び市(経済班)は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、 指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのあ る飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食 品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の

者を受入れるものとする。

#### イ 市外への広域避難者の受入れ

本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は

#### 6 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除 染、除去を行う。

#### 7 広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難<u>の勧告</u>等を踏まえた警戒情報について<u>、防災行政用無線</u>、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、SNS<u>(ツイッター等)</u>等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。

## 8 飲食物の摂取制限等

県及び市(経済班)は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、 指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのあ る飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食 品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の

最終案	現行
各種制限措置等を解除する。	各種制限措置等を解除する。
9 健康管理	9 健康管理
医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健	医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健
康状態に応じた相談や心のケアを実施する。	康状態に応じた相談や心のケアを実施する。
10 風評被害対策	10 風評被害対策
秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関	秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関
する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害	する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害
の発生を抑制する。	の発生を抑制する。